

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>(講習科目の受講の一部免除)</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <p>受講の免除を受けることができる者</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1059 232 1094 745">一 (略)</td><td data-bbox="1059 745 1094 1077">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="667 232 1059 745">二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者</td><td data-bbox="667 745 1059 1077">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="624 232 667 745">三 (略)</td><td data-bbox="624 745 667 1077">(略)</td></tr></table>	一 (略)	(略)	二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	(略)	三 (略)	(略)	<p>(講習科目の受講の一部免除)</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <p>受講の免除を受けることができる者</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1059 1167 1094 1659">一 (略)</td><td data-bbox="1059 1659 1094 1995">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="788 1167 1059 1659">二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</td><td data-bbox="788 1659 1059 1995">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="624 1167 667 1659">三 (略)</td><td data-bbox="624 1659 667 1995">(略)</td></tr></table>	一 (略)	(略)	二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者	(略)	三 (略)	(略)
一 (略)	(略)												
二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	(略)												
三 (略)	(略)												
一 (略)	(略)												
二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者	(略)												
三 (略)	(略)												